

JBFA 育成指定選手

選考規程

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、本協会）が、将来の活躍が期待できる選手をJBFA育成指定選手（以下、育成指定選手）として選考・認定し、ブラインドサッカー（以下、視覚障がい者5人制サッカーB1クラスと同義）の中長期的な強化を図るために定める。

第2条 範囲

- 2.1 育成指定選手とは、将来の日本代表選手を育成していくために指定した選手を指す。

第3条 登録

- 3.1 育成指定選手は本協会に定められた登録を行う。
- 3.2 育成指定選手のなかで公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下、JPC）の助成を受ける場合、JPCに定められた登録を行う。

第4条 国籍

- 4.1 育成指定選手は、日本国籍を有すものとする。

第5条 育成指定選手の選考条件

- 5.1 4月1日現在において、小学校4年生以上のもの。
- 5.2 性別は問わない。
- 5.3 本協会が主催する事業に参加したことのあるもので、競技力、人間性、社会性等を評価した上で、普及育成部が推薦するもの。
- 5.4 視覚障がいがあり、国際クラス分けにおいて、B1～B3クラスに認められうるもの。
- 5.5 当協会、および、JPC等が必要とする手続きを、遅滞なくできること。
- 5.6 当協会が別途定める各種規程等を遵守する、および、誓約書に署名するもの。
- 5.7 育成指定選手が20歳未満の場合、その保護者が同意書に署名するもの。

第6条 指定期間

- 6.1 1年間とする。ただし、年度の途中でも指定を認める。
- 6.2 JPCの助成を受ける場合、その期間は最長4年度間とする。ただし、4年度間を超える場合でも、当協会の育成指定選手の登録を妨げない。

第7条 選考の承認

- 7.1 育成指定選手は、育成部が推薦し、理事会が承認する。

第8条 協議事項

- 8.1 本規程の定めがない事項または疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第9条 不服申し立て

- 9.1 育成指定選手の選考決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決するものとする。

第10条 本規程の改訂

- 10.1 本規程の改訂、廃止は理事会の承認によるものとする。

第11条 施行・改訂

- 11.1 本規程は2017年3月6日から施行する。